

地方消費税率引上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月より消費税率が5%から8%に、さらに令和元年10月より10%に引き上げられましたが、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度黒松内町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分） 24,238 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源分） 317,505 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区 分	事 業 名	令和元年度 事 業 費	財 源 内 訳		
			特定財源	一般財源	地方消費税交付金 (社会保障財源分)
社会福祉	障害者福祉事業	147,193	101,393	45,800	3,496
	高齢者福祉事業	118,431	64,959	53,472	4,082
	児童福祉事業	135,809	96,716	39,093	2,984
	母子福祉事業	8,568	1,811	6,757	516
	小 計	410,001	264,879	145,122	11,078
社会保険	国民健康保険事業	55,782	14,743	41,039	3,133
	後期高齢者医療事業	20,758	13,644	7,114	543
	小 計	76,540	28,387	48,153	3,676
保健衛生	高齢者等医療事業	42,496	0	42,496	3,244
	診療所事業	68,812	0	68,812	5,253
	疾病予防対策事業	14,678	1,756	12,922	986
	小 計	125,986	1,756	124,230	9,484
合 計		612,527	295,022	317,505	24,238

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分